

# 加古川市いじめ防止基本方針

～いじめをしない させない ゆるさない！～

加 古 川 市

## 目 次

|                                                 |    |
|-------------------------------------------------|----|
| はじめに.....                                       | 1  |
| 第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....             | 2  |
| 1 基本方針.....                                     | 2  |
| (1) 基本方針の策定                                     |    |
| (2) 基本方針の内容                                     |    |
| 2 いじめの定義.....                                   | 2  |
| 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方.....                       | 3  |
| (1) 未然防止                                        |    |
| (2) 早期発見                                        |    |
| (3) 早期対応                                        |    |
| (4) 家庭や地域との連携                                   |    |
| (5) 関係機関との連携                                    |    |
| (6) 保護者の責務                                      |    |
| 第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項.....                 | 5  |
| 1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策.....                     | 5  |
| (1) 推進体制                                        |    |
| (2) 市全体の取組                                      |    |
| 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組.....                    | 7  |
| (1) 「学校基本方針」及び「改善プログラム」の策定                      |    |
| (2) 「いじめ対策委員会」の設置                               |    |
| (3) いじめの防止及び対応                                  |    |
| 第 3 重大事態への対処.....                               | 11 |
| 1 重大事態の報告.....                                  | 11 |
| 2 教育委員会又は学校による調査.....                           | 11 |
| (1) 重大事態の調査                                     |    |
| (2) 調査結果の提供及び報告                                 |    |
| 3 背景にいじめの可能性のある「自死又は自死が疑われる死亡事案」<br>発生時の対応..... | 12 |
| 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置.....                  | 12 |
| (1) 再調査                                         |    |
| (2) 再調査の結果を踏まえた措置                               |    |
| 第 4 その他留意事項.....                                | 13 |

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本市においては、これまでも「いじめをしない させない ゆるさない！」学校・学級づくりを目指し、いじめの問題に取り組んできたところである。しかしながら、平成28年9月、本市中学生在が自死により亡くなるという重大事態が発生したことは、本市の教育の根幹を揺るがす事態であり、二度と起こしてはならないという強い決意をもって、いじめの防止等に取り組まなければならない。

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化していることから、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、その解決に向けた取組の推進に努めなければならない。その際、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識しておく必要がある。

この「加古川市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）、県の「兵庫県いじめ防止基本方針」（平成29年3月改定。以下「県の基本方針」という。）及び本市で発生した重大事態に係る「いじめ問題対策委員会（第三者委員会）」による調査報告書（平成29年12月答申）に示された提言を踏まえ、本市が国、県、学校、家庭、地域その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 基本方針

#### (1) 基本方針の策定

市、学校は、それぞれにおいて、「市の基本方針」、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を策定する。

#### (2) 基本方針の内容

いじめの未然防止、早期発見、早期対応や家庭・地域・関係機関の連携等をより実効的なものとし、いじめの問題への取組を市全体で円滑に進めるため、法に規定された、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かした、いじめの防止等のための取組を定めるものである。

### 2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 故意、あるいは意図的にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ インターネットやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめのうち、犯罪行為に該当するものや、児童生徒の生命、身体又は財

産に重大な被害が生じるものについては、いじめられた児童生徒の意向を配慮のうえ、時機を逸することなく警察に相談・通報する。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) 未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、いじめを生まない土壌をつくることが重要であり、児童生徒が安心して生活できる「居場所づくり」や、児童生徒の主体的・共同的な活動を通じた「絆づくり」を進めることが、いじめの未然防止につながる。

このことを踏まえ、まず、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、自分自身を価値ある存在と認め大切に思う自尊感情などを養うことにより、好ましい人間関係を構築し、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

次に、周囲との心の結び付きや信頼感の中で主体的な学びを進め、共同の活動を通して社会性を育み、全ての児童生徒が活躍できる場面を設けることにより、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

さらに、「中学校区連携ユニット 12」による校種間連携を推進し、孤立しがちな児童生徒や発達障害等特別な配慮を要する児童生徒の情報を引き継ぎ、学校でのいじめに対する指導内容等を共有するとともに、いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭や地域と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。

#### (2) 早期発見

いじめの早期発見は、子どもを取り巻く大人が人権感覚を磨き、児童生徒の心の変化に気づく力を高めることが必要であり、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って言葉や態度を受け止め、早い段階から児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢で対応し、その情報を共有する。

また、いじめの早期発見のため、教育委員会や学校は、家庭や地域と連携して児童生徒を温かく見守るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

#### (3) 早期対応

いじめがあることを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の苦痛を取り除くことや、安全を確保することを優先的に行うとともに、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指

導するなど、双方への早急な対応を行う。

また、家庭への連絡や教育委員会への報告・相談を行い、事案に応じて、関係機関と密に連携する。

いじめの問題への早期対応に向け、教職員は平素より、いじめに係る法令等に基づき、いじめを把握した場合の対応について理解を深めておく。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整える。

#### **(4) 家庭や地域との連携**

市全体で児童生徒を見守り健やかな成長を促すためには、PTAや地域の関係団体等と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設け、「中学校区連携ユニット 12」を活用するなど、いじめの問題について、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校と家庭や地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### **(5) 関係機関との連携**

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導にもかかわらず、より十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の関係機関との適切な連携が必要であるため、平素から関係機関との情報共有体制を構築する。

#### **(6) 保護者の責務**

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有するものであり、家庭の温かな人間関係の中で、その保護する児童生徒のいじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むための指導に努める。そのためには常日頃から悩み等を打ち明けることができる家庭内での円滑なコミュニケーションが大切である。

また、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから守らなければならない。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市が実施すべき施策

「市の基本方針」、「加古川市いじめ防止・対応マニュアル～いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために～」(以下「対応マニュアル」という。)及び「加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画」(以下「5か年計画」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。

#### (1) 推進体制

##### ア いじめ防止対策の推進について

「市の基本方針」をもとに、教育委員会内の「いじめ問題対策本部会議」において意思決定を図り、青少年育成課を中心に、実効的に推進する。

##### イ いじめ防止対策に係る評価検証について

「加古川市いじめ防止対策評価検証委員会」(以下「検証委員会」という。)は、教育委員会の「5か年計画」及び学校が実施する「いじめ防止対策改善プログラム」(以下「改善プログラム」という。)の取組状況について評価検証し、教育委員会に助言する。

##### ウ いじめ防止対策に係る連絡調整について

警察、児童相談所、医療機関、法務局その他のいじめ防止等に関係する機関及び団体と連携し、的確・迅速な情報共有による協力支援体制を充実させるため、当該関係機関及び団体との連絡調整を適宜行う。

#### (2) 市全体の取組

##### ア いじめの未然防止に関すること

- (ア) 豊かな心・自主性を育成するため、「いのちと心サポート事業」を推進する。
- (イ) いじめ防止啓発チラシ「いじめをしない させない ゆるさない!」を全保護者に配布することで、児童生徒・保護者並びに教職員に対していじめを防止することの重要性を啓発するとともに、いじめの相談窓口の周知を図る。
- (ウ) 児童生徒の学校生活への適応感を把握するために、「学校生活に関するアンケート」を実施し、その結果をいじめの未然防止や早期発見に活用させる。
- (エ) 教育相談コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図る。
- (オ) 発達に課題がある児童を支援するために小学校にスクールアシスタント、学校生活に適応しにくい生徒を支援するために中学校にメンタルサポーター等を配置する。また、教育相談センターに教育相談員等を配置する。
- (カ) 児童生徒の心の絆を深め、望ましい人間関係、集団づくりを推進し、誰もが行きたくなる学校・学級づくりのため、児童会・生徒会が主体となる「心の絆

プロジェクト」活動を推進する。

- (キ) 教職員のいじめに対する対応能力等の更なる充実を目指して、校内研修の実施を促す。
- (ク) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修を実施し、法令の理解や危機管理意識の向上により、いじめの問題に対する対応能力を高める。

#### イ いじめの早期発見に関すること

- (ア) 教職員に「対応マニュアル」を配布し、研修を通して、教職員のいじめに対する認識を深めるとともに対応能力の向上を図る。
- (イ) いじめを早期に発見するため、「心の相談アンケート」を実施するとともに、そのアンケートを活用した教育相談を全児童生徒を対象に実施する。
- (ウ) 9月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童生徒をいじめから守り、市全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、啓発活動を実施する。
- (エ) いじめに関する相談及び通報を受け付けるため、教育相談センターや少年愛護センター、県の「いのちと心のサポートダイヤル」や「ひょうごっ子悩み相談センター」等の相談窓口への連絡体制について、児童生徒・保護者及び教職員への周知を徹底する。

#### ウ いじめの早期対応に関すること

- (ア) 学校からいじめの報告を受けたときは、当該校に必要な支援を行い、もしくは措置を講ずることを指示するとともに、必要に応じて調査を行う。
- (イ) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、支援・指導又は助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の協力体制を整備する。
- (ウ) 教育委員会にスクールサポートチームを設置し、構成員の専門性を活かした助言等を通して「チーム学校」をサポートする。
- (エ) 学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

#### エ インターネットを通じて行われるいじめに関すること

- (ア) 児童生徒・保護者及び地域住民が、インターネットを通じて行われるいじめの防止といじめに対する適切な対処ができるよう、「情報モラル教室」「サイバー犯罪防犯教室」等を実施する。
- (イ) 児童生徒・保護者及び教職員が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットの特性を踏まえ、インターネットを通じて行わ

れるいじめに対して、適切な対処ができるよう啓発する。特に、保護者に対しては、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

#### オ 家庭・地域・関係機関との連携に関すること

学校と家庭や地域の連携の促進を図るために取り組んできた「中学校区連携ユニット 12」等を充実させるとともに、学校評議員会をはじめ、保護者会や地域の会合等を活用し、いじめの防止に関する学校の取組への理解や教育活動への支援を得るとともに、児童生徒が大人に相談し、大人同士が協議する場を設けるよう啓発する。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

### (1) 「学校の基本方針」及び「改善プログラム」の策定

学校は、国、県及び市の基本方針を参酌し、いじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校の基本方針」として定める。また、「5か年計画」に基づき、「学校の基本方針」を具現化した「改善プログラム」を策定し、検証・改善しながら実行する。策定した「学校の基本方針」及び「改善プログラム」については、学校のホームページ等で公開する。

### (2) 「いじめ対策委員会」の設置

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭をはじめ、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、メンタルサポーター（中学校）等を含む、複数の教職員により構成されるいじめ防止等の対策のための組織として「いじめ対策委員会」を置く。

「いじめ対策委員会」は、以下の役割を担う。

- ・ 「学校の基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、改善の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめが疑われる情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめが疑われる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的かつ迅速に実施する役割

### (3) いじめの防止及び対応

#### ア いじめの未然防止に関すること

- (ア) 全教職員の協力体制のもとで児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を通じていじめの防止のための「改善プログラム」を策定し実施する。
- (イ) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を

通じた道德教育、人権教育、特別活動や体験活動等の充実を図る。

- (㉞) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント（小学校）、メンタルサポーター（中学校）等を積極的に活用し、教育相談や相談しやすい体制づくりの充実に努める。
- (㉟) 児童会・生徒会活動の活性化を図り、児童生徒の心の絆を深め、望ましい人間関係、集団づくりや誰もが行きたくなる学校・学級づくりの推進を図る。

#### イ いじめの早期発見・早期対応に関すること

- (㊱) 教職員の人権感覚を磨き、いじめの早期発見、早期対応が適切に行われるよう校内研修等を充実させ、法令の理解や危機管理意識の向上を図る。また、教職員が「学校の基本方針」を理解し、日頃の指導や取組等の点検を行い、いじめの認知や対応能力を高める。
- (㊲) 「心の相談アンケート」「学校生活に関するアンケート」などを実施することで、児童生徒の学校や家庭での生活の様子を把握し、いじめの早期発見に努める。

#### ウ いじめに対する具体的な対応に関すること

- (㊳) 発見した教職員及び通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」を通して、直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、校長が教育委員会に報告するとともに、いじめの事実が確認できた場合には、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の保護者に連絡する。
- (㊴) 事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。その際、加害・被害だけでなく、いじめの事案に関係する全ての児童生徒に深くかわり、人間的成長につながる指導を行う。そして、いじめが解消したと見られる場合でも、スクールカウンセラー等とも連携して心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。
- (㊵) いじめを受けている児童生徒及びその保護者への支援として、いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。その保護者には、可能な限り時間を空けずに面談し、事実関係を伝える。

なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

- (㊶) いじめを行っている児童生徒への指導として、いじめを行っている児童生徒から気持ちや状況を十分聴き取り、その背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながるよう、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが重大な人権侵害行為であることや、いじめを受けてい

る側の気持ちを認識させる。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒及びその保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の学校の取組について理解を求める。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、いじめを行っている児童生徒の心情や言い分を十分に聴いたうえで、教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導のほか、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。

また、懲戒を加える際は、自らの行為を十分に反省させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

- (オ) 周囲の児童生徒への指導として、当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として、「いじめは決して許さない」という毅然とした指導を行う。その際、いじめは加害・被害の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えてしまう「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成する。

- (カ) 教育委員会との連携として、学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

また、必要に応じて、スクールサポートチーム、スーパーバイザー、学校支援チーム等に支援を要請する。

- (キ) 対応にあたっては「対応マニュアル」を活用し、全教職員の共通理解を図るとともに、保護者への協力を依頼し、教育委員会や関係機関との連携を図る。

## エ インターネットを通じて行われるいじめに関すること

- (ア) インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、関係機関と連携した指導及び児童生徒・保護者への啓発に努める。

- (イ) 児童生徒・保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止対策に関する理解を深めるため、「情報モラル教室」、「サイバー犯罪防犯教室」、「インターネットトラブル防止講座」等を実施する。

- (ウ) 未然防止では、発達段階に応じて、学級活動、児童会・生徒会活動等において、スマートフォン等の使用について、ルールを自分たちで考えて実行する等、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てる。

また、保護者と連携するため、保護者会等を通じて、児童生徒のスマートフォン等の使用に関するルールなどを共有する。

- (エ) 早期発見では、児童生徒の表情・行動の変化やスマートフォン等の使用の変化などいじめを受けている児童生徒が発するサインを見逃さないように、保護者との連携を図る。

- (カ) 早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や子どもの人権 110 番（法務局）等の専門的な機関と連携した対応を図る。
- (ク) 保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令を踏まえ、保護者の責務についての周知を図る。

#### オ 家庭・地域・関係機関との連携に関すること

- (ア) 家庭や地域への啓発として、法令の趣旨に基づき、保護者会や地域の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換や、協議できる場を設けるとともに、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの理解促進を図るため、PTA研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。

また、いじめに対する家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できるよう、相談窓口や連絡体制の周知を図る。

- (イ) 家庭や地域からの協力として、多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを推進するとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求める。
- (ウ) 学校は警察との連携を図るため、管理職や生徒指導担当教員等を中心に日頃から学校や地域の犯罪発生状況等の情報交換を行うとともに、加古川地区学警連絡・校外補導連盟会議でさらに連携を深めるなど、いわゆる「顔の見える連携」を行う。さらに非行防止教室を開催するなど、警察官等が児童生徒を直接指導する機会を設ける。

なお、犯罪行為に該当するいじめが発生した場合や児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに加古川警察署や東播少年サポートセンターに通報する。

- (エ) いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭環境の要因が考えられる場合には、教育委員会や市の関係各課、中央こども家庭センター、民生委員・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

さらに、子どもの人権 110 番（法務局）など市以外の相談窓口の情報についても適切に対処するほか、必要に応じて、医療機関等の専門機関と連携して対応する。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 重大事態の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長に事態発生について報告する。

#### 2 教育委員会又は学校による調査

##### (1) 重大事態の調査

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

##### ア 調査を要する重大事態の例

- (ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (イ) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断により重大事態と認識する。
- (ウ) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合

##### イ 調査主体

- (ア) 教育委員会は、学校から報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体を教育委員会とするか学校とするかについての判断をする。
- (イ) 学校が調査主体となる場合、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

##### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

- (ア) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (イ) いじめを受けた児童生徒からの聴取が可能な場合は十分に聴き取る。その際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とする。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、その後の調査について検討する。

## (2) 調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時、適切な方法で情報の提供を行う。

### イ 調査結果の報告

調査結果については市長に報告する。なお、学校が調査を行う場合においては、教育委員会を通して報告する。

## 3 背景にいじめの可能性がある「自死又は自死が疑われる死亡事案」発生時の対応

緊急対応が必要な事案であり、「対応マニュアル」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）等に基づき、速やかに組織的に対応する。

## 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### (1) 再調査

ア 調査結果の報告を受けた市長は、重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。

イ 再調査を行う機関は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置

ア 市長は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。

#### 第4 その他留意事項

- 1 市及び学校は、今後、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等があれば「市の基本方針」や「学校の基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 2 市は、いじめ防止等に向けた取組を検証する「検証委員会」の助言等を踏まえ、「5か年計画」の改善に努める。
- 3 学校は、「改善プログラム」に基づく取組について「自己点検シート」を用いて検証し、その結果を教育委員会に報告する。その検証結果を「検証委員会」が評価検証し、それに基づき、教育委員会が各学校に対して助言及び指導を行う。

平成 26 年 6 月 策定  
平成 29 年 4 月 改定  
平成 30 年 6 月 改定